

第 26 回 泉区和泉町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成 27 年 2 月 25 日（水） 10 時～10 時 45 分
開 催 場 所	泉区役所 2 階 2 A 会議室
出 席 委 員	検討委員：日並会長、佐藤副会長、菊川副会長、新井委員、本橋委員、笠井委員、松浦委員、小林委員、山村委員、平川委員、新村委員、原委員 事務局：【市民局】松本担当係長、廣瀬、藤 【泉区】区政推進課 藤田係長、桃井
欠 席 委 員	久野委員、望月委員、川島委員、藤井委員、石口委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 0 人）
次 第	(1) 第四次地区住居表示実施の進捗状況と今後のスケジュールについて (2) 第四次地区居住調査開始お知らせチラシについて (3) 住居表示第五次地区以降の現地調査について (4) 次回検討委員会について
決 定 事 項	第五・六次地区の東部を第五次地区、西部を第六次地区とする

議 事	
【事務局】	<p>1 第四次地区住居表示実施の進捗状況と今後のスケジュールについて (資料 1) に沿って説明)</p> <p>平成 27 年 1 月 26 日に、横浜市住居表示審議会を開催しました。日並会長にも臨時委員としてご出席いただきました。</p> <p>審議会では、泉区和泉町第四次地区の概要や平成 27 年度住居表示実施までの流れ等について説明しました。審議の結果、新町界・新町名案が横浜市長に答申として報告され、横浜市の案として公示することになりました。本日から、横浜市報への登載により公示しています。</p> <p>案に異議がある場合、市報に登載された本日から 30 日を経過するまでの間(平成 27 年 3 月 27 日までの間)に、50 人の署名をもって、理由を付して案に対する変更の請求をすることができます。もし請求があった場合、公聴会の開催等が必要になりますので、住居表示の実施は当初の予定よりも遅れることになります。</p> <p>(資料 2) に沿って説明)</p> <p>社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 27 年 10 月以降に個人番号を通知するカード(以後、通知カード)が送付されます。通知カードの券</p>

<p>【会長】</p>	<p>面には住所が記載されています。例年通り 10 月 20 日頃に住居表示を実施した場合、住居表示実施対象地区の住民は、住所欄の書換えのため区役所に出向く必要があり、利便性の低下が懸念されます。</p> <p>そこで、住居表示を9月上旬に実施する案を考えています。理由は、①9月中に住居表示を実施すれば、通知カードの住所欄に新住所が記載されるため ②9月上旬に住居表示を実施すれば、9月下旬に送付予定の国民健康保険証(10月1日に一斉更新)への新住所記載が可能になるためです。</p> <p>(資料3)に沿って説明)</p> <p>平成27年1月に住居表示審議会を開催しました。また、1月下旬から基礎調査を開始し、現在、第四次地区を調査員が調査しています。そして、本日の横浜市報に第四次地区の案を登載し、公示しています。</p> <p>今後についてですが、4月上旬から9月上旬まで、居住調査開始のお知らせ及び居住調査を開始します。4月から居住調査を開始し、調査員が第四次地区にお住まいの方々に聞き取り調査をしますので、もし問合せ等ありましたら、ご対応をお願いします。6月頃に横浜市会第2回定例会にて実施案の議決をいただきましたら、7月の横浜市報に住居表示実施について登載し、告示します。</p> <p>そして、8月頃に新住所の通知及び地元説明会開催のお知らせ、地元説明会の開催を予定しています。</p> <p>順調に進めば、今年8月に地元説明会が実施されることとなりますので、その際は検討委員の皆さまにもなるべく参加していただくようお願いがあるかと思えます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>2 第四次地区居住調査開始お知らせチラシについて</p> <p>(資料4)に沿って説明)</p> <p>居住調査開始お知らせチラシを、第四次地区の範囲内の方に、事業者も含め全戸配付します。内容は第三次地区の時と同じです。</p>
<p>【会長】</p>	<p>3 住居表示第五次地区以降の現地調査について</p> <p>(資料5)に沿って説明)</p> <p>以前第三～六次地区を4つの町名に分ける場合(和泉中央東・西・南・北)の議論をしていた時に現地を調査しましたが、その時に挙げた境界線(資料5の赤い点線部分)を、第五次・第六次地区の境界に採用して問題ないかご検討いただきたいと思います。車がやっと1台通れる程度の、非常に狭く、くねくね曲がっている道なのですが。</p>

【委員】

現地調査の結果、もっと広いに越したことはないけれども、やむを得ないということでしたね。

【会長】

長後街道の南部は、和泉団地入口の信号機のところで第三次・第四次を分けましたが、そのちょうど北側で第五次・第六次を分けるということではよろしいでしょうか。

【一同】

(異議なし)

【会長】

次に、第五次・第六次地区を東西どちらにするか検討したいと思います。

これまでは、東側から順番に住居表示を実施しています。また、和泉川沿いは市街化調整地域ですが、現在家が建ちつつあります。サッカー場もできました。今後どうなるかはまだ分かりませんが、西側は後回しにした方がいいような気がします。

よって、中和田中学校及び和泉小学校、郵便局を含む東側の地域を第五次地区とするということではよろしいでしょうか。

【一同】

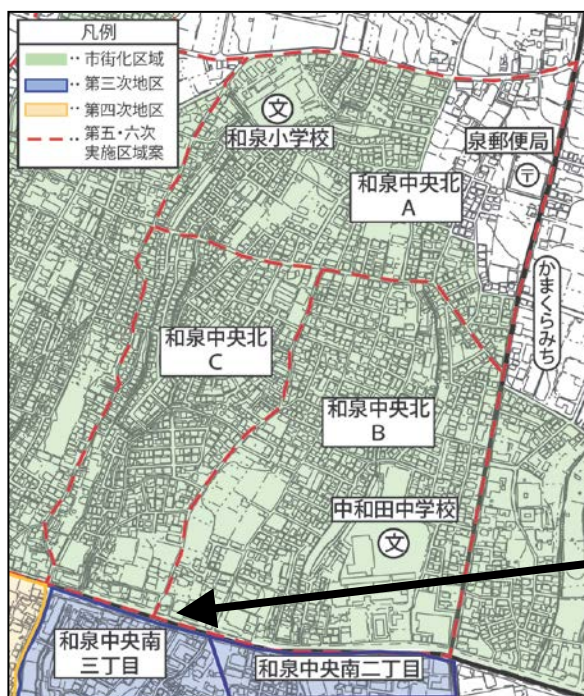
(異議なし)

【事務局】

(資料6に沿って説明)

資料6では、第五次地区・第六次地区の境から東側の地域だけを抜き出し「東部」と表現しています。以前の検討委員会で検討していただいた境界案をもとに、第五次地区の町界案を事務局で2種類作成しました。こちらはあくまで事務局案ですので、実際にお住まいである委員の皆様にご検討いただければと思います。

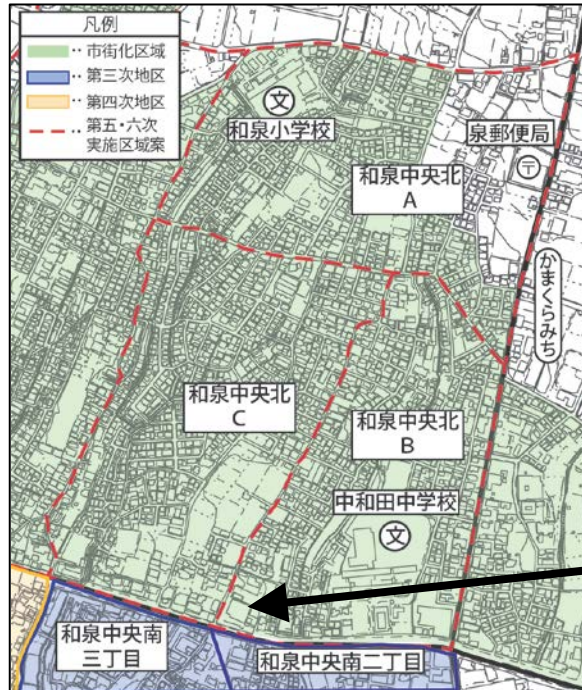
【案1】



各町面積 (概算)	
和泉中央北A	0.188 km ²
和泉中央北B	0.220 km ²
和泉中央北C	0.131 km ²

〈信号〉
和泉交番前

【案2】



各町面積（概算）	
和泉中央北A	0.188 km ²
和泉中央北B	0.162 km ²
和泉中央北C	0.189 km ²

〈信号〉
谷戸入口

【会長】

かまくらみちのAとBの町界は、信号がある交差点の、理容店横の道です。第五次・第六次の境界の道まで繋がっています。車がすれ違える大きな道ですから、町界として問題無いのではないのでしょうか。町界を全て南北の線にできればいいですが、適した道がありません。

案1のB・Cの町界は、長後街道から和泉交番の信号機のところを北に入っていく狭い道です。車は通れますが、少しわかりにくいです。案2のB・Cの町界は、長後街道から谷戸入口の信号機のところを北に入っていく道です。途中で曲がりますが、北の方には繋がっています。

案1の町界の道と案2の町界の道の間には畑がありますが、道路はありません。

案2は、和泉台谷戸町内会と和泉東町内会の境界と合うので、地元の抵抗は少ないのではないかと思います。

【委員】

案2は、和泉中央南二丁目と三丁目の町界のちょうど北側が町界になるので、北側の町界としても妥当だと思います。面積のバランスを考えた場合、案2の方が良いと思います。

【会長】

委員の皆様は、何かのついでの時結構ですので、現地で町界案を確認していただけるとありがたいです。

現地調査を実施した方がいいと思いますが、5/15(金)10時から実施す

<p>【事務局】</p> <p>【委員】</p> <p>【一同】</p> <p>【委員】</p> <p>【事務局】</p> <p>【会長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【会長】</p>	<p>るのはいかがでしょうか。調査は1時間半程度で終わられると思います。B・Cの町界を調査した後、町界について改めて検討しましょう。</p> <p>和泉小学校の北側の方は広い道ですし、市街化区域ですから問題ないと思います。泉郵便局周辺が市街化調整区域なので、わかりやすい町界づくりのために住居表示実施区域に含めるか、併せて調査できればと思います。</p> <p>5/15(金)午前中は泉区役所の2 A会議室が空いています。</p> <p>いこいの家に集合し、調査後に区役所で検討してはいかがでしょうか。(異議なし)</p> <p>和泉中央北A・B・Cのどれを何丁目にするかはこれから議論されるのだと思いますが、現地調査で使用する地図では、南東を和泉中央北A、南西をB、北をCとした方がわかりやすいのではないのでしょうか。</p> <p>そのように修正します。</p> <p>実際に何丁目にするか検討する際は、第六次地区への流れも含めて考えていければと思います。</p> <p>4 次回検討委員会について</p> <p>現地調査を行った後の5月中に次回の検討委員会を行うのが良いのではないのでしょうか。</p> <p>5/25(月)であれば泉区役所1 A会議室が空いています。</p> <p>それでは次回の検討委員会は5/25(月)10時から開催します。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 泉区和泉町第四次地区の進捗状況について</p> <p>資料2 平成27年度住居表示実施スケジュールについて</p> <p>資料3 第四次地区の実施までのスケジュールについて</p> <p>資料4 居住調査開始のお知らせチラシ(案)</p> <p>資料5 泉区和泉町住居表示 第五・六次実施区域案</p> <p>資料6 和泉町住居表示 第五・六次地区町界案</p>